

第 1 2 5 号 議 案

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年新宿区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「26万円」を「26万3,000円」に改め、同条第2号中「24万6,000円」を「24万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（提案理由）

新宿区教育委員会の委員の報酬の額を改定する必要があるため